

## 第2章 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

### 第1節 子育て支援

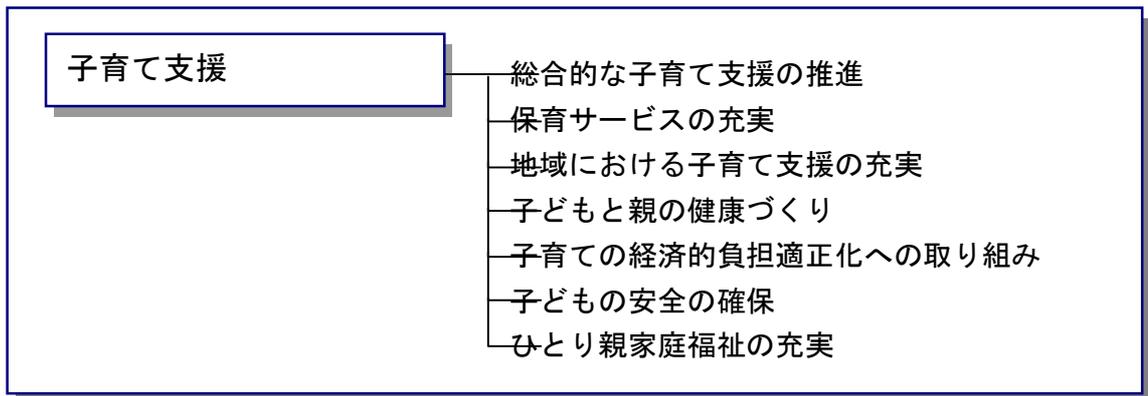
#### 現状と課題

- わが国では急速に少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少をはじめ、年金、医療など社会保障への影響や家庭や地域における子どもの育成環境の変化など、社会全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本市には、公立保育所7箇所、私立保育園8箇所があり、保育業務を行っています。
- これまで少子化対策として、保育サービスの充実や保育施設の整備、児童クラブの設置、家庭における育児支援や健康管理などに取り組んできましたが、依然として出生率は低下傾向にあります。
- この原因として、核家族化による家庭の子育て機能の低下や地域における養育力の低下、結婚に対する価値観の変化による非婚、晩婚化と離婚の増加、育児と仕事の両立への不安・負担感、子育てそのものの不安の増大などが考えられます。
- 子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、従来の取り組みに加え、さらなる施策の充実に努めています。
- 子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、市民一人ひとりがかかわるとともに保健・福祉・医療・教育など、様々な分野での連携と、関連機関等が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。
- 24名の結婚相談員を委嘱して結婚相談についての意見・情報交換などを行い、相談や出会いの場づくりなどに取り組んでいます。

#### 施策の目的

次世代を担う子どもたちや子育て進行中の家庭、働きながら子育てをする人たちが、安全でかつ安心して子どもを産み、育てることのできる子育てにやさしいまちの実現を目指します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 総合的な子育て支援の推進

次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実を図り、地域の実情や時代に即応した安心して子育てができる施策を推進していきます。

### (2) 保育サービスの充実

一時保育・休日保育、延長保育や病後児保育など多様なニーズに応じた保育サービスの提供とともに、保育所の充実や保育施設の適正配置を検討し、その整備を図ります。

### (3) 地域における子育て支援の充実

児童クラブの設置をはじめ、親同士の交流の場づくりに向けたつどいの広場の開設、子育てサークル・サロン等の活動支援、「子育てガイドマップ」の作成・配布など地域における多様な子育て支援の充実に努めます。

### (4) 子どもと親の健康づくり

安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援や育児不安の減少に向けた養育相談を強化するとともに、助産師、ヘルパーの派遣等による支援、育児教室の開催、食育の推進に努めます。また、幼児・児童インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

### (5) 子育ての経済的負担適正化への取り組み

子育てに関する経済的負担の適正化を図るため、保育料の適正設定、不妊治療費の助成、第3子以降の出産祝い金の支給等の子育て家庭の経済的負担適正化への取り組みを推進し、さらに乳幼児医療費助成についても継続します。

### (6) 子どもの安全の確保

市民、関係機関等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るための見守

り活動を推進するとともに、児童虐待防止に努めます。

## (7) ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めていきます。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 総合的な子育て支援の推進	・ 次世代行動計画推進事業
(2) 保育サービスの充実	・ 保育対策等促進事業 ・ 保育所等運営事業
(3) 地域における子育て支援の充実	・ 子育てサロン・サークル支援事業
(4) 子どもと親の健康づくり	・ 母子保健事業
(5) 子育ての経済的負担適正化への取り組み	・ 子育て環境支援事業
(6) 子どもの安全の確保	・ 地域見守り活動推進事業
(7) ひとり親家庭福祉の充実	・ ひとり親家庭支援事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
放課後児童健全育成事業	箇所	12	13	地域における多様な子育て支援の充実を図ります。
児童館・児童クラブ利用者数	人/年	59,844	63,000	〃
子育てサークル(育成支援)	団体	8	10	子を持つ親の交流の場づくりを支援します。
ファミリーサポートセンター事業	箇所	0	1	地域での子育て環境の充実を図ります。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもたちの健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。</li><li>・愛情と責任を持って子育てを行います。</li></ul>	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域での見守り活動や子育て支援など健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。</li><li>・保育所、幼稚園、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちと地域が交流する機会の創出に努めます。</li></ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・育児休業の取得や子育て後の女性が再就職しやすい環境をつくれます。</li></ul>

## 第2節 健康づくり

### 現状と課題

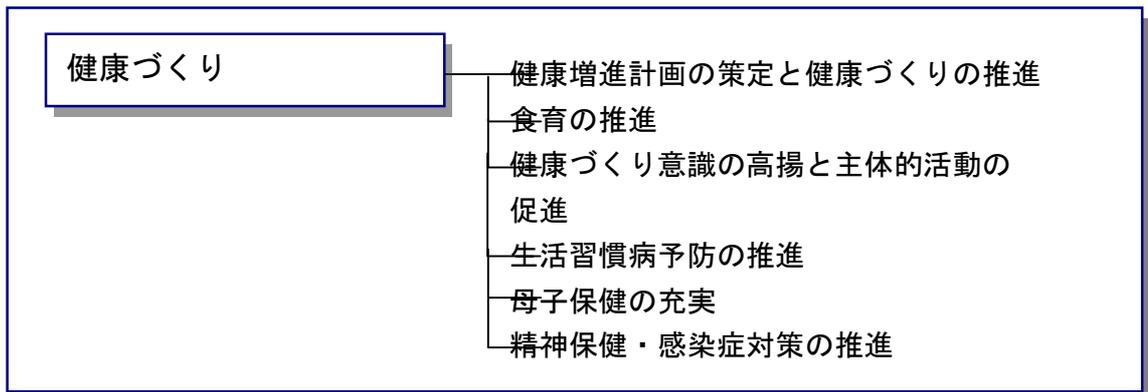
- 少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心は一層高まり、一人ひとりの自主的な健康づくりに向けた環境整備が求められています。
- 本市では、各種健康診査や健康教育・相談などの保健事業の実施、健康づくり推進協議会を中心とした「健康にチャレンジ 50 事業」の実施など、市民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進しています。
- 「手ばかり」を使った食改善活動、食育推進計画に基づく食育の推進など「食」からの健康づくりに積極的に取り組んでいます。
- 食生活や生活様式の変化等に伴い、糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費の増大がさらに予測されることから、国においては平成 20 年度から医療制度の改革を行い、生活習慣病予防のための健診・保健指導を医療保険者（市）に義務化し、従来の保健分野と保険者が連携した新しい健康づくり推進体制が求められています。
- 生活習慣病予防のため、健診・保健指導体制の充実をはじめ、各種保健事業の充実が求められています。また、少子化が進む中で、健やかな子どもを生ま育てるための母子保健の充実や社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。
- 健康づくりの指針となる健康増進計画の策定のもと、健康寿命\*の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努める必要があります。

### 施策の目的

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。

\* 健康寿命：病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命。健康で自立して生活できる期間。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 健康増進計画の策定と健康づくりの推進

健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、その指針となる健康増進計画を策定し、肥満の予防、運動習慣の推進、生活習慣病の予防などの各分野の数値目標の達成に向けた健康づくり施策を関係団体・関係部門と連携して推進します。

### (2) 食育の推進

心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けて、食育推進計画に基づき、食育推進会議など推進体制の充実を図るとともに、食生活改善推進員を中心とした「手ばかり」を使った食改善活動など、関係団体・関係部門と連携して食育の推進を図ります。

### (3) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等を図り、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。また、健康づくり推進協議会など健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、自分の健康は自分で守るという市民の主体的な健康づくりを促進します。

### (4) 生活習慣病予防の推進

医師会をはじめ関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診・保健指導の体制づくりと実施をはじめ、がん検診、歯周疾患検診等各種健診の充実を図ります。また、健康教育及び健康相談・家庭訪問等を通じ、生活習慣改善に向けた個別支援の実施など支援体制の充実を図ります。

## (5) 母子保健の充実

母性の出発点である思春期や妊娠期から、出産・育児までの一貫した子育て支援をするため、健康診査、健康相談・訪問指導、健康教育などの各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

## (6) 精神保健・感染症対策の推進

保健所や医療機関との連携のもと、精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康づくりを推進します。また、結核検診の実施、肝炎・エイズなどの感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1)健康増進計画の策定と健康づくりの推進	・健康づくり推進事業
(2)食育の推進	・食育推進事業
(3)健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進	・健康づくり推進事業
(4)生活習慣病予防の推進	・各種健診事業
(5)母子保健の充実	・母子保健事業
(6)精神保健・感染症対策の推進	・精神保健・感染症対策事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	25.0	15.0	生活習慣病予防を推進し、該当者の減少を図ります。
毎日野菜を食べている人の割合	%	65.7	87.0	野菜摂取を中心に食育の推進を図ります。
乳幼児健診受診率	%	80	100	母子保健の充実に向けた受診率の向上を図ります。
育児学級参加率	%	60	80	不安の解消と正しい知識の普及に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
----	-----------

- ・健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。
- ・定期健診を受診し、生活習慣の改善に努めます。
- ・乳幼児健診や学級へ参加します。
- ・母乳育児に努めます。
- ・子どもが心身ともに健全に育つよう努めます。

**【地域】**

- ・健康づくりや母子保健の地域活動の充実に努めます。
- ・地域ぐるみの健康づくりや組織化を推進します。
- ・健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。

**【事業者】**

- ・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。

## 第3節 医療

### 現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、多様化してくることが予想されています。
- 本市には、病院2施設、一般診療所14施設、歯科診療所15施設の医療施設があり、医療サービスが提供されています。
- 塩山市民病院に設置された「病診連携室」を中心に、病院と医師会の連携を図り、市営診療所による地域医療サービス及び一之瀬高橋区への出張診療など地域医療の充実に努めてきました。また、市立勝沼病院に指定管理制度を導入し、病院経営の改善・向上を図っています。
- 医療サービスに対するニーズの高度化、多様化、救急医療ニーズに対応し、市内外の医療機関や保健・福祉機関との連携・協力体制の一層の強化を図り、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

### 施策の目的

医療ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、連携による地域医療体制の充実を進めます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### (1) 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進

医師会との連携のもと、医療ニーズに対応できる市内医療機関の診療内容の充実、在宅医療の充実等に努めるとともに近隣市との連携、協力による地域医療体制の充実を図ります。

#### (2) 救急医療・災害時医療体制の充実

東山梨消防本部など関係機関と連携して、救急医療・救急搬送体制の確保と充実を図ります。また、小児救急医療体制、救急医療情報システムの整備など広域連携を図りな

から救急・休日・夜間医療の充実、大規模災害時医療体制の整備促進を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進	・ 医療連携体制整備事業
(2) 救急医療・災害時医療体制の充実	・ 救急医療体制整備事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
地域医療施設の充実や救急体制の満足度	%	36.7		地域医療施設の充実や救急体制の満足度の向上に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・ 相談できるかかりつけの医者を持ちます。	【医療機関】 ・ 安全で質の高い医療を提供します。 ・ 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

## 第4節 地域福祉

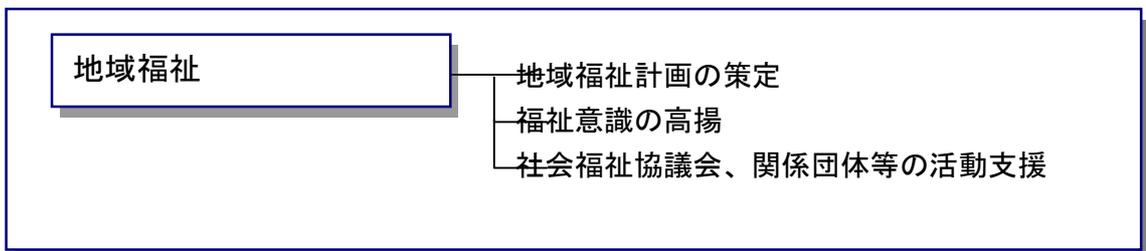
### 現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行に伴い、家族形態に変化がみられ、地域社会においても共同体としての意識や支え合いの機能が希薄になっています。だれもが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らし続けたいと願っており、そのためには、地域社会に住む一人ひとりが、お互いに思いやりを持って助け合う関係づくりが求められています。
- 本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障害者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。
- 今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障害者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。
- 地域福祉を総合的に推進するための地域福祉計画を策定し、ノーマライゼーション\*の理念の啓発・広報活動を推進し、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域で支え合う福祉体制をつくり上げていく必要があります。
- また、2箇所の福祉センターは指定管理制度を導入し、経営の改善・向上を図りながら、市民の健康と福祉の増進に努めています。

### 施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や関係団体等の活動を支援するとともに、市民一人ひとりの福祉意識の高揚やボランティア活動の活性化を図ります。

### 施策の体系



\* ノーマライゼーション：すべての人が等しく生きる社会の実現。

## 主要施策

### (1) 地域福祉計画の策定

地域福祉を総合的に推進するため、福祉サービスの利用促進や市民参画の促進に向けた地域福祉計画を策定します。

### (2) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

### (3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地区公民館等を拠点に高齢者などが地域で交流できる「ふれあい・いきいきサロン」の設置など地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

また、福祉ボランティアの育成、NPO\*の活動を支援します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 地域福祉計画の策定	・ 地域福祉計画策定・推進事業
(2) 福祉意識の高揚	・ 地域福祉推進事業
(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	・ 社会福祉団体支援事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
福祉ボランティア団体数	団体	17	20	各種福祉活動の活発化を促進します。
社会福祉協議会ボランティア登録者数	人	241	300	〃
いきいきサロンの設置数	箇所	6	15	地域交流の活性化を図ります。

\* NPO：民間非営利団体

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における身近な福祉活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】<ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティとして、民生委員やボランティアと適切な役割分担のもと、地域の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。</li></ul></li><li>【事業者】<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉に貢献しやすい環境づくりに勤めます。</li></ul></li><li>【社会福祉協議会】<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉活動計画を推進します。</li></ul></li></ul>

## 第5節 高齢者施策

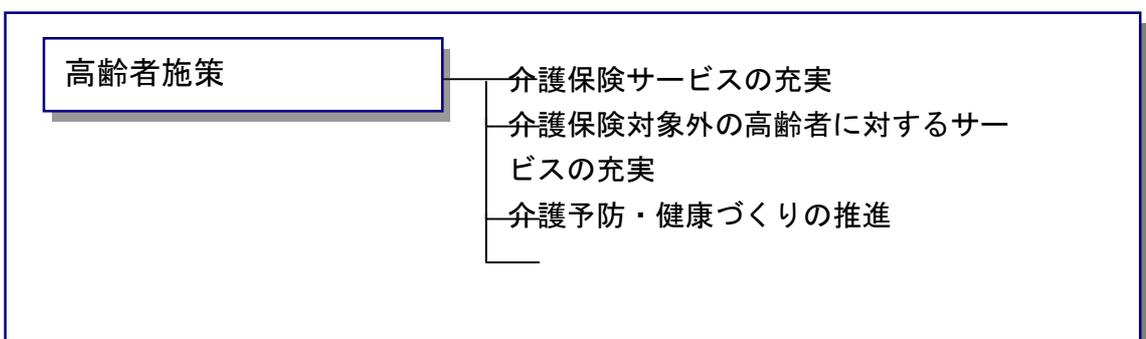
### 現状と課題

- わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。
- 本市においては、65歳以上の高齢者が26.7%（平成17年国勢調査）と高齢化が進んでいます。これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下など、高齢者施策の充実を引き続き市全体の大きな課題となっています。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。
- 高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、地域包括支援センターを中心に在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。
- また、住み慣れた家で快適な療養生活が送れるよう一人ひとりの状態にあわせた「看護」を提供する訪問看護ステーションを設置し、訪問看護サービスや居宅介護支援を医療的要支援者に対して行っています。
- 高齢者保健福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 介護保険サービスの充実

各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心として、地域における「総合相談・支援」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」を実施し、介護予防サービス及び地域支援事業の円滑な提供・実施を図ります。

### (2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実

介護保険対象外の高齢者に対する介護予防・生活支援に向けた各種保健福祉サービスの充実に努めます。

### (3) 介護予防・健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携を強化し、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実など保健サービスの提供に努めるとともに、総合的な高齢者の健康づくりを推進します。

### (4) 高齢者の生きがい対策の推進

社会福祉協議会と連携して、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に向け、学習・スポーツ活動機会の拡充、地域福祉活動などのボランティア活動の促進等余暇、生きがい対策に努めるとともに、就労支援に向けシルバー人材センターの支援及び有効活用を図ります。

### (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

地域福祉の推進や住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実など、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。また、ネットワークを活用した高齢者の健康状態の把握や緊急時の対応などの検討を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 介護保険サービスの充実	・ 介護サービス事業 ・ 包括的・継続的マネジメント事業
(2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実	・ 介護予防・さわやか生活支援事業
(3) 介護予防・健康づくりの推進	・ 介護予防事業 ・ 介護予防ケアマネジメント事業
(4) 高齢者生きがい対策の推進	・ 高齢者社会活動等推進事業

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進	・ 各種関連事業との連携の強化
----------------------	-----------------

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
介護サービスを受けている人の割合（居宅、施設）	%	11.4		介護予防に向けた保健サービスの充実と健康づくりを推進します。
要介護認定者の割合（65歳以上）	%	13.7		”
一般高齢者介護予防事業参加割合（65歳以上）	% (人)	10.0 (973)		”

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいつくり、介護予防に取り組めます。</li> <li>介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組めます。</li> </ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館など活動の場の確保を図り、高齢者の社会参加を支援します。</li> <li>ひとり暮らしの高齢者の見守り、声かけなど地域での連携、支援を行います。</li> </ul> <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の福祉の担い手として活動します。</li> </ul>

## 第6節 障害者施策

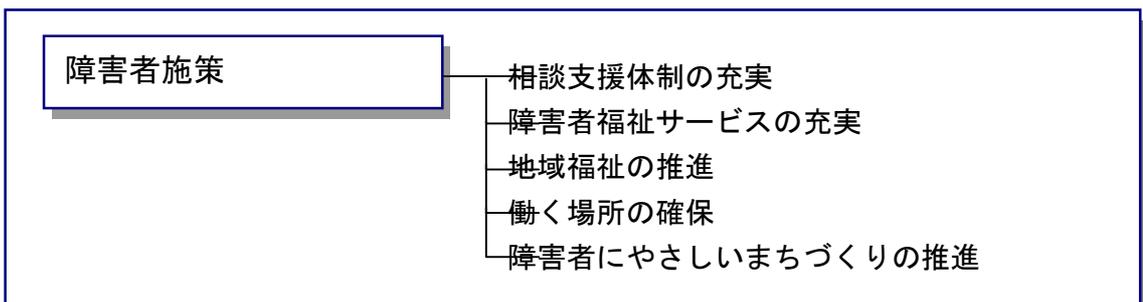
### 現状と課題

- 近年、障害者数はますます増加しており、本人及び介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。
- さらに平成18年度からは「障害者自立支援法」に基づく3障害一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われました。
- 本市の心身障害者手帳交付者は1,911人（内訳：身体障害者手帳交付者1,562人、療育手帳（知的）交付者188人、精神障害者保健福祉手帳交付者161人）（平成19年4月1日現在）となっており、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、生活などの支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付や障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進など、多様な施策を推進しています。
- 特に、障害者が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した「福祉あんしん相談センター」を設置し、問題解決と相談体制の充実を図っています。
- 障害者自立支援法の施行に伴う各種制度の改正を踏まえて策定した障害者総合計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー\*のまちづくりなど、障害者施策の総合的推進に努める必要があります。

### 施策の目的

すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの提供など各種施策を総合的、計画的に推進します。

### 施策の体系



\* バリアフリー：無障壁。様々な障壁をなくすこと。

## 主要施策

### (1) 相談支援体制の充実

障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心としながら、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。また、一人ひとりの環境にあった適切な就学・就労相談及び指導に努め、障害者自立支援協議会を中核とした推進体制の強化を図ります。

### (2) 障害者福祉サービスの充実

「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるよう努めていきます。また、家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援をしていきます。

### (3) 地域福祉の推進

障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実にも努めるとともに、地域生活支援事業を確実に実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めます。

### (4) 働く場所の確保

障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業所への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実を図ります。

### (5) 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、すべての市民にとって利用しやすい環境の推進を図ります。また、災害などの緊急時における支援体制の構築を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 相談支援体制の充実	・ 障害者福祉計画推進事業
(2) 障害者福祉サービスの充実	・ 障害者福祉事業
(3) 地域福祉の推進	・ 障害者福祉関係団体育成・支援事業

(4) 働く場所の確保	・ 障害者自立支援事業
(5) 障害者にやさしいまちづくりの推進	・ 各種関連事業との連携の強化

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行による削減	人	41	37	障害者の自立に向けた環境整備に努めます。
入院中の退院可能精神障害者の減少	人	9	0	〃
福祉施設から一般就労への移行	人	0	4	〃

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者への理解を深め、自立や社会参加への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が参加できる地域活動の機会をつくれます。</li> <li>・ 障害者が安心して生活できる環境をつくれます。</li> </ul> </li> <li>【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。</li> </ul> </li> </ul>

## 第7節 社会保障

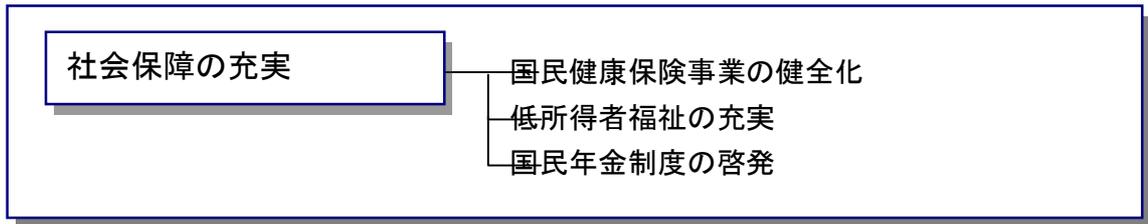
### 現状と課題

- 急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、生活様式や意識の多様化など社会環境が大きく変化する中、年金・医療を中心とした社会保障制度のあり方が国を挙げた大きな課題となっています。
- 国民健康保険制度については、医療制度改革の大きな柱として新しい医療保険制度となる後期高齢者医療制度が創設されるとともに、増加する医療費を抑制するため、40歳以上を対象に「特定健康診査」と必要度に応じた「特定保健指導」の実施が各医療保険者（市）に義務づけられることになりました。
- こうした国の制度改革に対応し、国民健康保険の健全化に向けて、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、収納率向上に向けた収納対策に取り組む必要があります。
- 国民年金については、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として施行されていますが、少子高齢化が進む中、老後の生活において国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきていることから、今後とも国民年金制度についての正しい知識の普及を図り、未加入者の解消に努める必要があります。
- 低所得者福祉については、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、増加していくことも考えられます。このため、今後とも関係機関との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を展開していく必要があります。
- また、本市では、身体又は精神上的の障害により、独立して日常生活を営むことのできない要保護者のため、生活保護法による救護施設を設置しています。

### 施策の目的

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険制度の健全化、低所得者福祉の充実、国民年金制度の啓発に努めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 国民健康保険事業の健全化

国の制度改革に沿った、特定健康診査及び特定保健指導により健康で長生きできる社会を目指し、医療費の抑制に努めます。また、収納率の向上に向けた対策強化に取り組みます。さらに、広域的な連携のもと、後期高齢者医療制度の健全な運営に努めます。

### (2) 低所得者福祉の充実

生活保護世帯の自立・就労支援に向け、ケースワーカー、民生・児童委員との連携のもと、また、就労支援相談員の配置等実情に応じた自立支援プログラムに沿った生活保護制度の適正な運用を図ります。また、要保護世帯向け長期生活支援資金（対象は65歳以上）の活用を図ります。

### (3) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談体制の充実を図り、制度についての正しい理解を深めていきます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 国民健康保険事業の健全化	・ 国民健康保険特別会計事業 (保険給付事業、保健事業)
(2) 低所得者福祉の充実	・ 生活保護施行事務事業 ・ 救護施設運営事業
(3) 国民年金制度の啓発	・ 国民年金事務費

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
国保税収納率	%	93	93.5	事業の健全化に向け、収納率の向上に努めます。
特定健康診査の実施率	%	—	65	保険制度の安定化、生活習慣病予防に向けて健診率の向上を図ります。
特定保健指導の実施率	%	—	45	〃

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 疾病の早期発見に努め、重症化を防ぎます。</li><li>・ 年金制度の理解を深めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【社会福祉協議会】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。</li></ul></li><li>【民生委員】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。</li></ul></li></ul>